

答 申

【諮問件名】

在宅高齢者実態調査の実施にあたり、民生委員・児童委員に調査対象となる世帯の高齢者の住民基本台帳に基づく個人情報の外部提供をすることの妥当性について

1 審査の経緯

米子市長（以下「実施機関」という。）から平成 23 年 4 月 21 日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 8 条第 1 項において、実施機関は原則として保有する個人情報を外部提供してはならないこととされており、その例外となる場合について同条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げられている。本件諮問に係る外部提供（以下「本件外部提供」という。）については、同条第 1 項第 1 号から第 5 号までには該当しないため、同条第 1 項第 6 号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

また、本件外部提供の対象となる個人情報は、実施機関が米子市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）の協力を得て実施している在宅高齢者実態調査（以下「本調査」という。）の調査対象である、米子市に居住する 65 歳以上の高齢者（以下、単に「高齢者」という。）の一人暮らし世帯又は高齢者のみで構成される世帯（以下「対象世帯」という。）のうち、住民基本台帳から抽出された対象世帯の世帯員の氏名、住所、性別及び生年月日である。

外部提供される個人情報がこのような一人暮らし又は高齢者のみの世帯の高齢者に関するものであることから、仮に情報が漏えいするようなことがあれば、それを悪用され高齢者が犯罪被害にあう可能性も否定できない。

したがって、実施機関は、本調査の実施のために個人情報を外部提供することの公益性と市民児協及び個々の民生委員・児童委員（以下、単に「民生委員」という。）における個人情報の管理方法等を厳格に審査し、本件外部提供により個人の権利利益が侵害されないことがないよう、行政機関として適切かつ慎重な対応をとる必要がある。

3 個人情報の外部提供に係る公益性

本調査は、これまで民生委員法第14条第5号の民生委員の職務として、民生委員の日常活動によって収集された情報を基に、民生委員によって調査が行われてきた。しかし、調査実績は住民基本台帳による対象世帯数の半数程度にとどまっている。

本件外部提供は、支援を必要としている高齢者への対応が近年ますます求められている状況があることから、本調査の調査精度を向上させるため、今年度から民生委員に住民基本台帳から抽出された対象世帯の個人情報を外部提供することにより、本調査の対象世帯をより正確に把握しようとするものである。

本件外部提供を行うことにより、調査未実施となる対象世帯の高齢者（以下「調査対象者」という。）の数を減らすことができ、実施機関と市民児協に所属する民生委員が、支援が必要な高齢者の実態を共に把握することができるようになり、よりきめ細かな地域福祉活動の推進が期待される。

また、本調査の調査票への記入は、次の二点に対する同意を前提に行われることになっている。

（1）地域福祉に資するため、調査票に記入した内容は、担当地区の地域包括支援センター及び担当区域の民生委員に提供されること。

（2）災害時の対応を目的として、調査票に記入した内容は、災害時対応担当課に提出され、米子市災害時要援護者台帳に登録されること。

調査対象者への本調査実施が広がり、上記の同意に基づいて調査票に記入した内容が適正に利用されることにより、多角的な高齢者支援体制の確立と緊急時における高齢者対応が迅速に行われることが期待される。

したがって、本調査の調査精度が向上し、支援が必要とされる高齢者の把握が推進されることにより、地域の高齢者に対する福祉の増進と各種支援の充実が期待されることから、実施機関が本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

4 個人情報の保護とセキュリティ対策

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の外部提供は慎重に行われるべきであり、外部提供された個人情報の保管・管理及び利用も適正に行われることが不可欠である。

したがって、実施機関は、外部提供された個人情報の保管・管理及び利用について、あらかじめ適切な措置を定め、それを厳格に運用することにより、本件外部提供が個人の権利利益の侵害につながることをないようにしなければならない。

そのため、本調査の実施にあたり、実施機関は市民児協と連名で高齢者実態調査実施要領（以下「実施要領」という。）を作成し、本調査の実施に係る個人情報の外部提供の手順や外部提供された個人情報の取扱い方法及び管理方法並びに守秘義務遵守の徹底について定めることとしており、当審査会に提出された実施要領（案）の内容は次のとおりである。

実施機関は、住民基本台帳から抽出された調査対象者に係る住所、氏名、性別及び生年月日を市民児協に提供し、市民児協を構成する各地区民生委員児童委員協議会の場で各民生委員に名簿と調査票が割り振られ、民生委員はこれを基に調査対象者を訪問し、調査を実施する。その際、地域包括支援センター及び民生委員が情報を共有することに同意を得た場合のみ調査を実施し、同意が得られなければ調査をしない。ただし、実施機関のみが調査結果を利用することを条件として同意を得た場合は、直接実施機関に郵送等で提出するよう依頼する。

民生委員は、調査対象者が地区外転出、死亡等で調査の必要がなくなったときは、調査票を実施機関に返還する。また、民生委員は、実施機関から提供を受けた名簿及び回収した調査票を所定のファイルに保管し、実施機関に提出する際には、やむを得ず複製したものを含めて提出する。

以上のように、本人の同意を得た上で調査を実施すること、名簿及び調査票は所定のファイルに綴って保管されること、回収された調査票は複製した物も含めて実施機関に提出されることから、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施されていると認められる。

また、住民基本台帳から抽出した調査対象者の氏名、住所、生年月日及び性別については、調査対象者を特定するため、民生委員の調査により、調査票に記載され、又は認識された個人情報及び支援等に伴い取得した個人情報については、当該調査対象者に対する支援等を実施するために、それぞれ利用するものとされ、目的外に利用してはならないとしている。これにより、個人情報を利用する上での原則が定められていると認められる。

5 個人情報の外部提供の可否（結論）

上記のとおり、本件外部提供をすることにより、調査対象者を正確に把握することができ、実施機関と市民児協に所属する民生委員による、よりきめ細やかな地域福祉活動の推進が期待される。

さらに、本調査の結果は、災害時の対応に有効利用されることが期待されることから、本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

また、収集された個人情報に係る保護対策についても適正であると認められる。

しかしながら、

- (1) 調査対象者が、「なぜ民生委員が自分の情報を持っているのか。」という不安を抱く可能性も否定できず、その不安を解消するための説明責任が行政にはあると考えられること。
- (2) 民生委員法により民生委員には守秘義務が課されているが、義務に違反した場合の罰則規定がないことから、個人情報保護についての意識付けが徹底される必要があると考えられること。
- (3) 個人の権利利益の保護は最大限尊重されるべきであって、個人情報の外部提供は必要最低限の情報が、必要な範囲に限って提供される場合に許されることが考えられること。

以上のことから、当審査会は、本件外部提供を以下の付帯意見を付して可と認める。

- (1) この調査は市が住民基本台帳の情報を外部提供したうえで実施されていることを明示するべきであって、その旨を端的に書面で示すこと。
また、特に初めて訪問する世帯については、市から住民基本台帳の情報の提供を受けて訪問したことを明確に相手に伝え、併せて、個人情報の外部提供については、市において公益上の必要性について判断したうえで実施していることも説明すること。
- (2) 個人情報の外部提供を受ける市民児協及び民生委員に対し、従前どおり、守秘義務と個人情報の管理の徹底を求めること。例えば、対象世帯名簿を配布する際に民生委員から誓約書を徴することなど、その方法の可否も含めて検討すること。
- (3) 各民生委員に提供される名簿及び調査票は、当該民生委員の担当区域のものだけであることを、実施要領に明記すること。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成23年4月21日	実施機関から審査会に対して諮問
平成23年4月21日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による審議内容に係る説明 実施機関による諮問内容に係る口頭説明 審議
平成23年5月10日 (本件に係る審査会第2回目)	実施機関による諮問内容に係る口頭説明、質疑応答 審議
平成23年6月2日 (本件に係る審査会第3回目)	審議
平成23年6月30日 (本件に係る審査会第4回目)	実施機関による諮問内容に係る口頭説明、質疑応答 審議
平成23年7月5日 (本件に係る審査会第5回目)	答申案の検討
平成23年7月12日	答申の決定